○国土交通省告示第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－504号	防火戸（B15級）	BN－157W	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地

○国土交通省告示第三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－505号	仕切り電線貫通部（A60級）	ブランシールＮＦ－24＋ブランシールＮＦ－25コンビネーション（A－60級）	日東化成工業株式会社	大阪府大阪市阿倍野区播磨町１丁目24番24号

○国土交通省告示第四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大井東下谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県竹原市下野町字下成井七九二番地内四等三角点成井を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九〇度八分九秒　七七一・九一五メートルの地点　標柱一号

標柱一号から三一六度二六分一三秒　一二・〇五二メートルの地点　標柱二号

標柱二号から二五六度四二分五七秒　四八・〇五九メートルの地点　標柱三号

標柱三号から三一七度五七分九秒　六二・四三一メートルの地点　標柱四号

標柱四号から〇度七分二三秒　二五・七三七メートルの地点　標柱五号

標柱五号から六六度四一分五六秒　三六・三三六メートルの地点　標柱六号

標柱六号から三四度五九分二三秒　六六・一一三メートルの地点　七号

標柱七号から三二度一五分一六秒　二〇・一一三メートルの地点　八号

標柱八号から九七度五八分六秒　四二・〇二三メートルの地点　九号

標柱九号から一二八度一六分一九秒　八五・七六四メートルの地点　十号

標柱十号から一八六度四一分五一秒　五二・二二一メートルの地点　十一号

標柱十一号から一八三度五四分二六秒　三九・〇七四メートルの地点　十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県福山市金江町藁江六一九番二地内電子基準点広島福山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十年建設省告示第百五十八号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から九一度二七分三二秒　八〇一三・八九五メートルの地点　一号

標柱一号から二二九度二二分三二秒　一六・七九一メートルの地点　二号

標柱二号から一八八度五三分五四秒　四一・一一九メートルの地点　三号

標柱三号から二六八度三七分二六秒　三一・四六五メートルの地点　四号

標柱四号から三二二度一一分四九秒　四四・〇三〇メートルの地点　五号

標柱五号から二五度五三分二秒　三二・四九四メートルの地点　六号

標柱六号から五〇度三六分二一秒　一一・七五八五メートルの地点　七号

標柱七号から一一七度一一分四秒　一九・七二三メートルの地点　八号

標柱八号から六五度一〇分五一秒　二四・六八二メートルの地点　九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中の村川四号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県三次市粟屋町字迫山一七五二番二地内四等三角点落岩を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六度四分二七秒　一〇二三・〇五〇メートルの地点　一号

標柱一号から二七八度五九分四二秒　三四・四八二メートルの地点　二号

標柱二号から二四四度二二分三六秒　一三七・三九三メートルの地点　三号

標柱三号から一六五度四七分八秒　九・三一三メートルの地点　四号

標柱四号から一〇三度四六分三六秒　二一・三三九メートルの地点　五号

標柱五号から六五度二二分一一秒　四二・五九二メートルの地点　六号

標柱六号から七九度二一分四七秒　七八・九五〇メートルの地点　七号

標柱七号から三九度五五分三秒　三四・四八二メートルの地点　八号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市場川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

広島県庄原市高町字前要害

五六五番一

五六五番一〇

ロ　広島県庄原市高町大字高字前要害五六五番五地内四等三角点高を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を結んだ線から標柱三号と標柱四号を結んだ線までの区間の市場川の中心線から左岸十五メートル右岸十メートルまでの土地の区域（平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から八〇度一五分三五秒　五二五・八六〇メートルの地点　一号

標柱一号から三度二三分三三秒　二五・〇二五メートルの地点　二号

標柱二号から八三度三八分三九秒　一七九・八八二メートルの地点　三号

標柱三号から三二五度五四分三五秒　二五・四一〇メートルの地点　四号

ハ　広島県庄原市高町大字高字前要害五六五番五地内四等三角点高を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から九〇度五分一四秒　五一五・三六〇メートルの地点　五号

標柱五号から三〇九度一六分三七秒　三三・五〇八メートルの地点　六号

標柱六号から四八度四四分二九秒　一一・〇五五メートルの地点　七号

標柱七号から一三八度三三分一〇秒　三一・九〇六メートルの地点　八号

ニ　広島県庄原市高町大字高字前要害五六五番五地内四等三角点高を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱九号と十号を順次結んだ線及び標柱九号と十号を平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から六九度四二分二四秒　四一九・〇五二メートルの地点　九号

標柱九号から二七度五〇分三七秒　四五・八九八メートルの地点　十号

ホ　広島県庄原市高町大字高字前要害五六五番五地内四等三角点高を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第百五十六号で指定した同号九に掲げる土地及びイに掲げる土地の区域を除く。）